

令和3年第19回教育委員会議事録

令和3年11月22日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年11月22日(月) 午後2時00分～午後2時34分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白石 高士 委 員 對馬 初音

委 員 伊井 希志子 委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 齊藤 俊朗 教育政策担当部長
教育人事企画課長 大島 晃

学校整備担当部長 中村 一郎 中央図書館館長
生涯学習担当部長 田部井 伸子

庶務課長 村野 貴弘 学務課長 正富 富士夫

特別支援教育課長
就学前教育支援センター
所 長 矢花 伸二 学校支援課長 出保 裕次

学校整備課長 河合 義人 学校整備担当課長 岡部 義雄

生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター
所 長 佐藤 正明

済美教育センター
統括指導主事 佐藤 永樹 済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター
教育相談担当課長 鈴木 壮平 中央図書館次長 後藤 行雄

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 春日 隆平

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第72号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第73号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第74号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 杉並区立学校外国人英語指導助手(ALT)派遣業務受注者候補者選定委員会の設置について

(報告事項)

- (1) 「杉並区教育ビジョン2022推進計画」の策定方針について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (3) 杉並区立学校外国人英語指導助手(ALT)派遣業務受注者候補者の選定について

目次

議案

議案第72号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	10
議案第73号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12
議案第74号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第75号	杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者選定委員会の設置について	14

報告事項

(1)	「杉並区教育ビジョン2022推進計画」の策定方針について	4
(2)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	6
(3)	杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定について	7

教育長 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和3年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は久保田委員から欠席とのご連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第72号から議案第74号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。また、議案第75号につきましても、区の意思形成過程上の案件となっております。したがいまして、議案第72号から議案第75号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「『杉並区教育ビジョン2022推進計画』の策定方針について」、私から説明をさせていただきます。

初めに、策定に当たっての基本的な考え方をご説明いたします。記載の1の(1)に記載のとおり、本推進計画は「杉並区教育ビジョン2022」に掲げた教育行政の取組の方向性を具体化し、教育環境の着実な整備等の施策を計画的に推進するため、3年間の計画事業の目的、具体的な取組内容及び事業量等を示すものでございます。

また(2)に記載のとおり、策定に当たりましては、「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援すること、学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整えること、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援す

ること、以上3点の視点を十分に考慮してまいります。

さらに令和3年度の点検評価や区の行政評価の結果等を活用するとともに、11月10日の教育委員会において、推進計画の策定に向けて教育委員の皆様から頂戴しましたご意見などを踏まえて検討を行ってまいります。

計画期間でございますが、令和4年度から令和6年度までの3年間とし、ただし必要に応じて計画の見直しを行うものとしております。

最後に、進め方及び今後のスケジュールといたしましては、12月には推進計画案の検討に入りまして、令和4年度の当初予算との整合等を考慮しながら来年3月の予算成立後に、教育委員会に案を付議し、決定いただいた後、区議会に報告、パブリックコメントの手続に入っております。そして5月の教育委員会で推進計画について決定を頂き、区議会に報告、公表してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 前回の教育委員会でビジョンが決定し、ただ今、推進計画の策定に向けてのお話を頂いたところです。今回のビジョンは、最後の取組の方向性のところにも書いてありましたけれども、「教育の当事者が増えることにより、私たちが大切にしたい『みんなのしあわせを創る杉並の教育』も共有され、実践され、豊かに育てられていくものと考えます」という方向性が示されていて、その方向性に基づいて多分、推進計画が作られていくのだと思います。ビジョンは、審議会の中でもありましたけど、作って終わりではなくて、区民がみんなでも共有して、それを豊かに育てて、一人ひとりを当事者に育てていこうという趣旨があるので、そういったことというのを、推進計画の中に、ぜひ具体的に位置付けをしてほしい。今回のビジョンは、作って終わり、はい、このとおりやりましたというものではないので、それを広げていく、そういう取組というのでも計画の中に位置付けていく必要がきっとあるのだろうと思っていますけれども、こんなことをやっていきたいという方向性というのは何かあるのでしょうか。

庶務課長 まさにそのとおりで、資料の1の(2)にも「教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がるよう支援する」と書いてありまし

て、先日も青少年委員の研修会に牧野先生に来ていただいて、教育ビジョンの話をしていただきました。また、審議会の委員からは、児童・生徒と教育ビジョンについて話し合う場を設けられないかというお話も頂いています。そのほか、教員の研修についても、ビジョンの説明を入れていきながらということを考えておりますので、ホームページや「広報すぎなみ」でただお知らせするだけではなく、それぞれの主管課の関係団体に説明したり、子どもたちにも理解できるような取組をぜひ推進計画の中にも入れていきたいなど考えているところでございます。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項1番について質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」を生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和3年10月分の教育委員会の共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

10月分の合計でございますが、全部で13件でございます。定例・新規の内訳は定例が13件、新規は0件でございます。共催・後援の内訳でございますが、共催が0件、後援が13件となっております。

私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 今のコロナ禍ということもあって、これまで私どもに報告いただいていた数よりも明らかに減っているなという感じはいたします。会場も、セッションが工事に入ったりして、勤労福祉会館はリニューアルオープンしましたけれども、区民の皆様にとっては、場所の面では今のところ充足されているような感じなのではないでしょうか。活動はいろいろな場所においてやられているので、このままコロナが収束したらいいなと願うところですが、皆様の活動が活発になっていくと、その辺りの見通しはいかがでしょうか。

生涯学習推進課長 こちらの表の累計のところにも当月までの累計がございましてけれども、100件となっております。前年度、令和2年度の当月までの累計が75件ですから、昨年度よりは少し戻しておりますけれども、一昨年、令和元年度のコロナ前の数字は、10月までの合計が181件ですので、それと比べると半減しているということになります。今の共

催・後援名義が減っているというのは明らかにコロナ禍の影響で、事業を取りやめているというのが現状でございます。セシオン杉並のホールですとか、もちろんそういうところを使って事業はございますけれども、それに対する代替の施設を教えてくださいとか、そういうことは今現在あまり入ってございません。今後はコロナ禍が落ちついた時点では、そういうお話も受けることもあると思いますけれども、代替の施設は、勤労福祉会館のホールですとか、そういうところをご案内することになると思いますけれども、今現在、充足されていないということはないかなと考えてございます。

伊井委員 今後ぜひ広い範囲でいろいろな場所を活用していただいて、広く区民の方々が使うことによって、また、その場を訪れることによって、関わりを増やしていくという意味で、今までと違う場所を使うことで人間関係が広がると思うので、その辺りを上手に導いていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

生涯学習推進課長 勤福のホールに限らず、そのほかのところもやはり社会教育事業など使える場所を生涯学習推進課でもご紹介してまいりたいと考えてございます。

庶務課長 ほかにご意見等いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定について」を済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定」につきまして、ご報告させていただきます。

杉並区教育委員会では、外国語教育の一環として、より質の高い授業の展開を図り、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力及び国際感覚を高めることを目的といたしまして、外国人英語指導助手（ALT）を杉並区立学校全校に配置しております。

当該業務は、平成29年度に行った公募型プロポーザルにて選定した事業者と委託契約により実施しておりますが、令和4年度からは外国語の授業における教員とALTとの連携・協働のさらなる推進を図るために、

契約形態を派遣契約に変更して実施していく予定でございます。

派遣契約に切り替える最大のメリットは、委託契約では認められていない教員から ALT への指示命令が可能になるということです。教員が ALT に指示命令できることで、教員と ALT の直接の打合わせや研究協議が可能となるほか、学校が事前に事業者へ提出した業務依頼書に基づき進める現在の授業に代わり、授業中の児童・生徒の反応を見ながらそれぞれ役割や授業内容をその都度臨機応変に変更するなど、業務依頼書に縛られることなく教員と ALT が連携・協働を強固にして行う授業展開が可能となります。

一方で、派遣契約では ALT の勤怠管理を学校で行う必要が新たに生じますが、こちらにつきましては本業務の受注者候補者選定の際に、その管理方法の工夫について提案を求めることで、学校の負担軽減につなげていく考えでございます。

続いて、本業務受注者候補者の選定方法についてご説明いたします。本業務は、派遣する ALT の人材確保、ALT の育成や研修の実施、各校との派遣調整や欠席の場合の代替対応等のほか、「学習指導要領」の趣旨や杉並区の教育方針を踏まえた外国語教育への貢献を求めるものであり、それらは受注者によって様々な体制や工夫が考えられます。また、それらにより授業の質や学校の負担も変わってくるかと思えます。その点から価格による競争入札には適さないため、本業務の受注者候補者は公募型プロポーザル方式を採用して選定いたします。

その他、発注期間やスケジュールについては記載のとおりでございます。

私からは以上です。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

折井委員 委託から派遣になるということで、ALT の方に対する指揮命令権が発生するという、また、授業の内容を ALT の方と相談しながら、より効果的な教育ができるということで、とてもいいことだと思います。一方で、ALT の方は英語が母語であることがほとんどだと思いますので、ALT の方とのコミュニケーションに関しては、例えば JTE の方と同じようには、なかなかいかないのかなと思うのですけれども、その点に関して、済美教育センターでは何か対応をお考えでいらっしゃいますでしょ

うか。

済美教育センター所長 今回派遣いただく ALT につきましては、ある程度、日本語でのコミュニケーション、日常会話ができるという、そのような条件をつけさせていただいております、もちろん先生によっては英語でのコミュニケーションも可なのですけれども、ある程度の打合わせは日本語を通してできるような、そのような体制を整えてまいりたいと考えております。

折井委員 それができますと、一人ひとりの担任の先生が自分のクラスに合わせて、こういうふうにしてほしいということが言いやすいかと思えますので、それは本当にありがたいことだと思います。

對馬委員 委託から派遣になるということで、イメージなのですけれども、この資料に書いてある委託と派遣の違いからは、委託は学校の中ではちょっとよそ者というか、よその業者の人が来ていると。一方で、派遣では、学校に指揮命令権があって、ALT の方の勤怠管理も学校がやってということだと、ちょっと内輪の人になるようなイメージがここからうかがえるのですけれども、例えば、この ALT の方が、委託から派遣になることによって、授業以外のこと、例えば給食を一緒に食べるだとか、児童・生徒の指導ということまではいかないけれども、ちょっと一緒に面倒を見てもらうだとか、そういったことは考えられるのでしょうか。

済美教育センター所長 これまでは授業に限った指導だったのですけれども、例えば休み時間とか空いている時間、そういったときに先生たちだけではなくて、子どもたちとのコミュニケーションを図る、そんな場面も増えてくるかなと考えております。

對馬委員 分かりました。ありがとうございます。前に行った学校で、海外からの帰国子女や外国人のお子さんがとても多いところだったのですけど、そこにアメリカ人の先生がいらっしゃいました。子供も賢くって、外国人のお子さんは、日本語で指導されたときに知らないふりをすることがあるんですけど、そういうときにその先生が来て指導してくださる場面を見たことがありますので、そういったこともできるかもしれないということですね。

折井委員 これはあくまで感想なのですけれども、ALT の方に関する教育的効果についての調査を幾つかしているのですけれども、それでも授業の中だけではなくて給食だとか休み時間、その辺りのコミュニケーショ

ンがすごく高い効果、いろいろな意味での成果があるということを聞いておりますので、大変望ましいなと思います。

教育長 多分、ほとんどの地区が ALT を導入していると思うのですけれども、例えば、近隣区でどのくらいが委託なのか、どのくらいが派遣なのか、そういう割合というのは分かりますか。

済美教育センター所長 23 区の今年度の調査では、10 区が派遣、杉並区を含めて 13 区が委託となっております。

教育長 先ほど他の委員から出ていましたけれども、派遣にすることによるプラス面というのが、子どもたちの指導の面では結構あるということを見ると、今後はやっぱり他の地区、東京都だけではないでしょうか。

済美教育センター所長 来年度以降、幾つかの区ではやはり委託から派遣に変えるということは聞いてございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項 3 番についての質疑を終わります。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞお願いします。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、12 月 8 日水曜日、午後 2 時から開催を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。
以上でございます。

教育長 それでは、傍聴者の方、ご協力をお願いいたします。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは日程第 1、議案第 72 号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明いたします。

本年 10 月 20 日、特別区人事委員会は各特別区の議会及び区長に対しまして、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。勧告の内容でございますが、民間における特別給の支給状況を

勘案し、職員の特別給の年間の支給月数を0.15月引き下げ、4.45月とするものでございました。

一方で、月例給につきましては、職員の給与が民間従業員の給与を94円、率で0.02%上回っている状況でございますが、この較差はわずかであり、おおむね均衡していると言えるものであって、給料表や諸手当の適切な改定を行うことは困難であることから、改定を行わないことが適当であるとの報告がなされました。

区では、こうした状況を踏まえまして、本年11月1日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等につきまして、特別職報酬等審議会に諮問したところ、同月19日に答申がなされました。

答申の内容は、区の財政状況及び特別区人事委員会の勧告等の内容等を総合的に勘案した結果、職員と同様、区長等の給料月額及び議員報酬月額の改定は行わず、期末手当の支給月数を0.15月引き下げることが妥当である、とするものでございます。

区では、この答申を受け、検討した結果、区長等の期末手当を答申どおり改定することとしました。このことに伴いまして、区長等の給与を改定する等の必要があるため、この条例を改正するものでございます。

なお、関連する4件の条例につきましては、条建てで改正することとしており、第3条は「杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、この議案のうち、教育長の給与に関する条例の内容につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。記載のとおり、教育長の期末手当の支給月数の合計を0.15月引き下げるものでございます。

最後に、施行期日等でございますが、公布の日から施行することとし、令和4年3月に支給する期末手当の支給月数は「0.10月分」とするものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 72 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 72 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 2、議案第 73 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私から説明いたします。

議案第 72 号でご説明したとおり、特別区人事委員会は、職員の期末手当の支給月数を 0.15 月引き下げるよう勧告したところでございます。特別区におきましては、この勧告の取扱いについて、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとしてございます。

それでは改正の内容につきまして、資料に沿って、ご説明を申し上げます。議案の最後から 2 枚目に添付しております、資料 2「給与改定の概要」をご覧ください。この表は、「期末手当及び勤勉手当」の支給月数を、現行、改正による令和 3 年度及び令和 4 年度の支給月数に分けて記載してございます。

職員及び管理職員につきましては、期末手当の年間の支給月数を「0.15 月」引き下げ、年間の特別給を「4.45 月」とし、再任用職員及び再任用管理職員につきましては、年間の支給月数を「0.05 月」引き下げ、年間の特別給を「2.35 月」とするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、第 1 条による改正は公布の日から施行し、第 2 条による改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 73 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 73 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 3、議案第 74 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。引き続き私からご説明いたします。

議案第 72 号でご説明したとおり、特別区人事委員会は、職員の期末手当の支給月数を 0.15 月引き下げるよう勧告したところでございます。区におきましては、このことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、期末手当を引き下げることにいたしました。このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、条例を改正するものでございます。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとしてございます。

改正の内容につきましては、幼稚園教育職員と同様となっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

教育長 これは区費教員だと思っておりますけれども、学校には都費教員もたくさんいて、都費と区費は同じ対応と考えていいのですか。

庶務課長 都費の教員につきましては、都の人事委員勧告が 0.10 月となっておりますので、対応は違っております。

教育長 分かりました。0.10 月ということは 0.10 月減るということですか。

庶務課長 そうです。東京都は 0.10 月、特別区は 0.15 月、それぞれ減るということでございます。

折井委員 区費教員のほうがお給料を抑えられてしまったということなのですね。

教育人事企画課長 今回、東京都においては 0.10 月下がって、年間が 4.55 月から 4.45 月の支給となります。区費教員は今回 0.15 月下がって、年間 4.60 月だったのが 4.45 月となりますので、結果としては、どちらも

同じということになります。

折井委員 分かりました。よかったです。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 74 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 74 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 4、議案第 75 号「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。済美教育センター所長からご説明いたします。

済美教育センター所長 私からは「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定委員会の設置」につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案を 1 枚おめくりください。本議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例第 1 条の規定に基づきまして、教育委員会の附属機関として杉並区プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員会の委員の委嘱及び任命を行うものでございます。

委員会の名称は、杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者選定委員会でございます。

設置目的は、杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務を行う受注者候補者の選定に関し、必要な事項を調査審議するもので、先ほどご報告いたしました ALT 派遣業務の事業者の選定を行うものでございます。

設置期間につきましては、令和 3 年 11 月 22 日から受注者候補者の選定を完了する日までとなっております。

委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、区に勤務する者以外の者につきましては、記載のとおり 4 名、区に勤務する者は記載のとおり 4 名でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ござ

いましたらお願いいたします。

伊井委員 2点お伺いしたいのですが、1つはこうやって小P協の会長さんと中P協の会長さんに入っていて、広くご意見をお伺いするのはとてもいいかなと思います。いろいろ事業に対してもご理解いただく意味でもいいのかなと思います。また、区の政策などを広く知っていただける場になるといいなと思っております。

大宮小学校の本川先生、それから向陽中学校の中谷先生、この方々がお入りになっているのは、専門職という意味でお入りになっているのでしょうか。

済美教育センター所長 本川校長と中谷校長につきましては、それぞれ校長会の英語外国語活動の担当ということで、今回委員にお願いしております。

伊井委員 この選定委員会を設置した後、受注者候補者の決定までどのような流れがあるのか、ちょっとお伺いできますか。

済美教育センター所長 スケジュールにつきましては、先ほどご報告をさせていただきましたが、第1回の選定委員会でこのプロポーザルについてのご説明等を委員の皆さんにさせていただきます。その後、12月から公募を開始し、1月から2月にかけて受注者候補者の選定を行い、教育委員会に報告するというスケジュールになっております。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第75号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第75号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会は閉会いたします。